

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年6月15日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 1 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1,2号機	平成21年6月13日、中央制御室や原子炉等を設置している区域への人の出入りをチェックする建屋にある空調設備の周りの床面に結露水が確認されたため点検を実施した。その際、当該設備の点検用扉を開けたことにより、放射線を管理する区域内の空気が一時的に流出していたことを確認した。調査の結果、空調設備の周辺には、放射性物質による汚染は確認されなかった。今後、原因について詳細に調査する。また、本事象による外部への放射能の影響はないものと評価している。	A	6月15日公表済

その他 : 7 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉建屋地下1階のケーブルトレイ点検において、ケーブルトレイカバーの取付ボルト及び貫通部に不良箇所が認められたため、当該不良箇所を補修。(安全機能に影響なし)	D	
2	1号機	タービン建屋2階東側照明用分電盤内点検時、負荷側ケーブル端子(照明用12回路)絶縁キャップに変色が認められたため、当該絶縁キャップを交換。	D	
3	1号機	燃料プール冷却浄化系復水脱塩装置(B)逆洗空気急速開閉弁の点検において、動作不良(開できない)が認められたため、当該弁を交換。	D	
4	1号機	換気空調系コントロール建屋電気品室給気処理装置排水配管において、詰まりが認められたため、当該排水配管を清掃。	D	
5	3号機	タービン建屋復水器室の空調機(D)空気フィルタ差圧計において、指示不良(ひっかかり)が認められたため、当該計器を点検。	D	
6	3,4号廃棄物処理設備	廃棄物処理制御室冷却(A)温度調節弁において、グラウンド部に水の滲みが認められたため、当該グラウンド部を補修。	D	
7	補助ボイラ	補助ボイラ(A)付属設備の脱気器点検終了に伴う作業用電源の仮設電源停止作業時、誤って本設備ボイラ制御盤の電源を停止したことにより、補助ボイラ(B、C)を停止させたことが認められたため、当該ボイラ(B、C)を再起動、対応検討。	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ
電話 0240-25-1353